

松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書
別 冊

令和4年8月

松阪市産業文化部農水振興課

目 次

1. 管理に関すること	1～11
I 公園管理に関すること	1
(1) 公園維持管理に関すること	1
(2) 建物等維持管理に関すること	3
(3) 運営維持に関すること	7
II 観賞庭園の管理に関すること	8
(1) 観賞庭園管理業務	8
2. 事業に関すること	12～16
I 管理業務に関すること	12
(1) 松阪牛PR事業	12
(2) 学びの農場事業	12
(3) 貸室事業	12
(4) 貸広場事業	14
(5) 自然環境学習事業	15
(6) 観賞庭園事業	15
(7) 広報宣伝事業	15
(8) グラウンドゴルフ事業	15
II 自主事業に関すること	16～18
(1) 匠の館内特産品コーナー運営事業	16
(2) 匠の館内軽食コーナー運営事業	17
(3) 食体験館事業	17
(4) ゲートハウス内飲食事業	17
III 依頼業務に関すること	18～19
(1) 会員事業	18
(2) 体験講座事業	18

1 管理に関すること

I 公園管理に関すること

(1) 公園維持管理に関すること

① 清掃作業業務

- i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について
直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。
ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。
- ii 業務内容
屋外トイレ4箇所清掃、園内のゴミ・落ち枝葉拾い、外用机イスの整理等日々の清掃の他、週3回、年間約150回程度のゴミ処理を行ってもらう。なお、休園日は業務を行わないものとする。

② 除草業務

- i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について
直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。
ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。
- ii 業務内容
除草、及びこれに伴う集積処分作業とする。
- iii 作業場所・回数
北側畦畔 3,600 m²、池の堤防 66,000 m²については3回/年とする。その他園内の樹林地・芝生の草取り 40,800 m²については4回/年とする。

③ 水田管理業務

- i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について
直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。
ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。
- ii 業務内容
除草を含め、学びの農場事業運営に必要な人材の派遣を行わせる。
詳細については、11ページの「(2) 学びの農場事業」による。
- iii 業務の実施
松阪市農水振興課の了承を得た学びの農場事業運営計画書に基づき、運営する。

④ 芝生・樹木管理業務

- i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について
直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。
ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

ii 業務内容

ア 芝生管理（香りの広場、芝生広場、ゲートハウス北側・南側等）

- 芝生刈込工 32,575.6 m²×6回以上
- 施肥工 32,575.6 m²×2回
- 薬剤散布 32,575.6 m²×2回
- 芝生除草工 16,287.8 m²×4回
- 芝生灌水工 36日
- 除草剤散布工 32,575.6 m²×2回（春・秋）
- 維持作業
サッチング（芝生の刈草等の堆積物除去） 20,000kg
バーチカルカッティング工（芝生の固結解消） 適宜

イ 樹木管理

- 薬剤散布工（A：2回／年 B：1回／年）
参考：現在 A マリノール3,000倍、スチオン乳剤1,000倍
トップジンM水和剤1,500倍希釈倍数
B 石灰硫黄合剤50倍希釈倍数
- ・高木（幹周60～120cm） 120本
- ・高木（幹周60cm未満） 532本
- ・中木（樹高200～300cm） 244本
- ・低木・寄植 3,420 m²
- 剪定
- ・低木・寄植 3,420 m²
- ・高木（幹周60cm未満） 50本
- ・高木（幹周60～120cm） 50本
- ・剪定枝処分 20,000kg
- 樹木施肥工 1回／年

(2) 建物等維持管理に関すること

① 清掃作業業務

- i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について
直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。
ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。
- ii 業務内容
匠の館、ゲートハウス、グラスハウス、倉庫、トイレの清掃等日々の清掃の他、月12回年間144回のゴミ処理を行うこと。なお、休園日は業務を行わないものとする。

② 清掃業務

- i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について
直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。
ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

ii 作業日程

作業は原則、休園日に行うこと。

iii 作業箇所・回数

ア 匠の館

○ 床面清掃

匠の館内特産品コーナー、多目的ホール、ロッカー室、授乳室、トイレ全面、技の工房、準備室（計853.6㎡）については2回/年とする。

○ 窓ガラス・窓枠サッシ清掃

窓ガラス（97㎡）、窓枠サッシは2回/年とする。

○ 照明器具清掃

全照明器具（計248基）を対象とし、2回/年とする。

イ ゲートハウス

○ 床面清掃

カフェ、通路、廊下、レクチャールーム（計354.5㎡）については2回/年とし、それ以外（計60㎡）については1回/年とする。

○ 窓ガラス・窓枠サッシ清掃

窓ガラス（144㎡）、窓枠サッシは2回/年とする。

○ 照明器具清掃

全照明器具（計110基）を対象とし、1回/年とする。

iv 仕様別作業内容

ア 長尺塩ビシート

掃き掃除の上、洗浄剤を塗布し洗面洗浄作業を行い、ワックスを塗布し、乾燥させること。

イ 豆砂利洗い出し・塗り床

掃き掃除後、ポリッシャーにて洗浄し、バキュームにて汚水回収し、水ぶきにて仕上げること。

ウ フローリング・タイル

ポリッシャー洗浄後に汚水を完全に拭き取り、モップで拭き上げ乾燥させた後、ワックスを塗布して仕上げること。

エ カーペット

真空掃除機にて除塵し、専用洗剤を用いスチーム洗浄した後、起毛し、乾燥させること。

オ 照明器具

水拭きをして汚れを除去すること。なお、汚れの程度に応じて適正な洗浄を使用し、水拭きをした後乾拭きして仕上げること。

カ ガラス洗浄等

専用洗剤を用いてガラス面等を洗浄した後、乾拭きして仕上げること。

サッシは水拭きをして汚れを除去すること。なお、汚れの程度に応じて適正な洗剤を使用し、水拭きをして仕上げること。

③ マット・モップの取替業務

i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について

直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。

ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

ii 業務内容

下記のア～エの商品を配置すること。

ア ハイスタンダードマット Sサイズ (75cm×90cm) 3枚

イ ハイスタンダードマット LLサイズ (120cm×150cm) 3枚

ウ 吸塵吸収マット (65cm×110cm) 1枚

エ モップM 3本

※ 交換時期：4週間単位

④ 自動扉設備保守点検業務

i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について

直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。

ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、

業務委託契約書を締結すること。

ii 業務内容

ア 保守対象

匠の館 5 基、ガラスハウス 2 基の計 7 基の自動ドア。

イ 点検の内容

3 ヶ月に 1 回（4 回／年）ドアエンジン装置を含む保守点検業務を行うこととし、保守点検日以外の故障修理も行うこと。

⑤ 電気設備保安点検業務

i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について

直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。

ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

ii 業務内容

ア 需要設備

○ 設備容量 500kVA 受電電圧 6,600V

イ 保安業務内容

保安規程に基づく自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務。電気保安規定による月次点検、年次点検を行っていただきます。電気設備を点検調整し良好な状態を維持するとともに、故障時については適切に対処すること。

⑥ 消防用設備保守点検業務

i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について

直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。

ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

ii 業務内容

ア 設備名称

○ 自動火災報知設備

- ・受信機 P-2 級 1 面、P-1 級 1 面
- ・感知器差動式スポット型 95 個、定温式スポット型 15 個
- ・煙感知器 17 個
- ・電鈴 4 個
- ・発信機 4 個
- ・表示灯 4 個
- ・常用電源一式

○ 非常出口誘導灯

- ・小型 10 個
- ・信号装置 3 台

- ・ 中型 8個
- ・ 常用電源一式
- 消火器具
 - ・ 粉末消火器 20 型以下（加圧式） 12 本
- 非常警報設備
 - ・ 複合装置 2 台
 - ・ 常用電源一式
- イ 点検業務内容

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく消防用の点検業務で、外観及び機能点検 1 回、総合点検 1 回とし、故障時には適切に対処すること。

点検結果報告書は、所轄消防署へ提出すること。

消防法等に基づき適切に対処すること。

⑦ 遊具点検業務

i 点検業務内容

ア 対象遊具

コンビネーション遊具、ブランコ、ターザンロープ、スプリング遊具、ロックング遊具、木製健康器具、ハンモック遊具、トランポリン遊具（今後追加される遊具も対象とする）

イ 点検方法

国土交通省発行「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成 26 年 6 月 国土交通省）並びに関係法令等に基づき、点検を行うものとする。なお、本業務期間中にこれらの改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

ボルトの緩みなど危険がないか日々の点検を行い、専門の点検業者に委託して日常点検を月 1 回、定期点検を年 1 回行う。点検業者については、（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設点検管理士及び公園施設点検技士（以下、管理士等という）が所属している業者とし、管理士等による作業計画、現地調査、報告書の作成を行わせること。なお、業務委託契約書の写し、管理士等の資格証の写し、点検作業工程表の写し、点検報告書の写しを松阪市へ届出をすること。点検報告書の写しは毎月、その他の写しは年 1 回（変更があった場合はその都度）届出をすること。

⑧ 汚水処理施設維持管理業務

i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について

直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。

ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

ii 設備の概要

R C 現場打全地下密閉式、合併処理槽（3 2 5 人槽 6 5 m²/日【平均汚水量】）

iii 業務内容

週 1 回、ベルファーム汚水処理施設一切の適切な運営、及び保全管理のための運転操作管理、機器の点検、消毒薬の投入、水質管理、関係公共機関への報告を行うこと。なお、管理業務の実施にあたっては、浄化槽法、及び環境省関係浄化槽法施行規則、その他関係法令を遵守し、管理者の注意義務をもって業務の処理を行うこと。

⑨ 機械警備委託

i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について

直接管理を基本とするが、当初入札の結果、機械警備機器が設置済みであることから原則、三重総合警備保障株式会社とし、業務委託契約書を締結することとするが、新たな機器の取り付け等を行うにも拘わらず安価であり、かつ現状より保安・補償等が増す場合においては、この限りではない。

ただし、指定管理期間終了後は、直ちに原状に復すること。

ii 業務内容

匠の館、ゲートハウスの機械警備業務。

⑩ 空調設備保守点検

i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について

直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。

ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

ii 業務内容

簡易点検（室内機・室外機等） 3 か月に 1 回

定期点検（室内機・室外機等） 3 年に 1 回（十分な知見を有する者が行う事）

故障等については適切に対処し常に機器が正常に機能するよう保守すること。

匠の館、食体験館、ゲートハウス、ガラスハウスの空調機保守点検業務。

⑪ 電気自動車(EV)充電設備保守点検 （4月以降供用開始予定）

i 専門業者との業務委託契約

保守点検業者と業務委託契約書を締結し、契約書・点検プラン等の作業工程書・点検結果報告書等のコピーを随時松阪市へ届け出て下さい。

ii 業務内容

定期点検 年 1 回以上

故障等については適切に対処し常に機器が正常に機能するように保守すること。

電気自動車(EV)充電設備保守点検業務。 （急速充電器設置予定）

(3) 運営維持管理に関すること

① ホームページ管理業務

- i 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について
直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。
ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。
- ii 業務内容
ホームページの維持管理業務全般、及びインターネット販売における地域の特産品振興のための企画・提案業務。

② 損害保険（イベント保険）への加入業務

- i 契約の相手方の選定について
松阪市内に事業所、営業所等を有する者で、下記の保険金額以上を補償できる業者であれば特に指定はしないものとする。
- ii 対象イベント
有料イベントのみとする。
- iii 1名あたりの保険金額
死亡 500 万円、入院 2,000 円、通院 1,000 円以上とする。

II 観賞庭園の管理に関すること

(1) 観賞庭園管理業務

① 基本的事項

- i 専門的知識及び経験を有する人員を配置し、状況に応じた管理業務を行うこと。
- ii 以下の各業務は、気候条件及び緊急な事態等により、作業回数は増える場合があるがその場合は、臨機応変に対応すること。

② 芝生管理業務

- i 芝刈り（芝の成長に応じて随時行うこと）
2回／4月、3回／5月、3回／6月、3回／7月、3回／8月、
3回／9月、3回／10月、2回／11月
- ii 施肥（芝の成長に応じて適切に行うこと）
 - ア 固形
1回／4月、1回／7月、1回／10月
 - イ 液体
状況に応じて行うこと。
- iii サッチ処分
芝刈りの都度、行うこと。
- iv 薬剤散布
 - ア 殺菌剤
1回／4月、1回／7月、1回／10月
 - イ 殺虫剤
1回／4月、1回／7月、1回／10月

- ウ 酸素剤
状況に応じて散布すること。
- v 灌水
気候状況に応じて適切な灌水を行い、芝の成長を妨げないように管理すること。
- vi 維持作業
 - ア 第三者への業務委託又は請け負わせる場合の業者の選定について
直接管理を基本とするが、事前に松阪市へ届出をした場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。
ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。
 - イ 作業日程
作業は原則、休園日に行うこと。
 - ウ 作業内容（透水性・通気性を確保するため生育状況に応じ行うこと）
 - コアリング、バーチドレイン、バーチカルカット
状況に応じて行うこと。
 - エッジング
2、3回／年
 - 除草剤・・・1回／3月、1回／6月、1回／9月、1回／11月
- ③ バラ管理業務
 - i 剪定
品種ごとに適切な剪定時期に応じて剪定を行うこと。またツルバラについては適切な誘引も行うこと。
夏の剪定：8月下旬～9月下旬
冬の剪定：1月～2月
 - ii 施肥
 - ア 固形、有機質肥料
1回／2月、開花状況に応じて数回行うこと。
 - イ 液肥
状況に応じて行うこと。
 - iii 薬剤散布
定期的な薬剤散布を行い、病虫害の被害を受けないように対処すること、また被害を受けた場合その被害を最小限に抑えること。
・殺菌剤、殺虫剤、殺ダニ剤
混合で、4月／1回、5月／1回、6月／1回、7月／1回、8月／1回
9月／1回、10月／1回、11月／1回
※上記はあくまで目安であり、状況を見て散布を行うこと。
 - iv 誘引（ツルバラ）
成長状況にあわせて随時行うこと。（基本として1月ごろ）
 - v 花柄摘み

開花状況に合わせ、随時花柄を摘むこと。

今後の成長に阻害を与えないことを前提に、健全な成長と観賞価値を高めることを目指して行うこと。また、実を観賞する花（ローズヒップ等）もあるので注意すること。

vi マルチング

2月に施肥と合わせ土壌改良としてバーク堆肥を使ってマルチングを行うこと。
(2月頃、厚さ30mm程度)

vii その他

植栽については、より多くの期間鑑賞できるよう手を加えていくこと。

④ 草花管理業務

i 種蒔き

時期に応じた植物の苗を準備するに当たり、花の種子を播種し、必要に応じて庭園作りや講座に使える植物苗を育苗し、製品化すること。

なお、種子は可能な限り英国のもの、あるいは庭園内で採取されたものを使用すること。

ii 育苗

学びの農場にあるビニールハウスにおいて、花苗の育苗、鉢バラの栽培管理を行うこと。

iii 挿し木

樹木及び草花で挿し木が可能な植物については、挿し木により増殖を行い、必要に応じて販売用商品及び庭園植え付け用苗を生産すること。

iv 種の採取

庭園内の草花の種の採取を時期に応じて行うこと。

v 剪定及び花柄摘み

花の種類状況に応じて剪定及び花柄摘みを行い、各花の観賞価値を上げること。

vi その他

ア 植物に応じて、施肥と灌水を行うこと。

イ 季節ごとに草花を植え込み来園者の満足度を高めるようにすること。

ウ 植え込みに際し、土壌の改質等植物の生育に適した改良を行うこと。

エ 草花は、イングリッシュガーデンのコンセプトに基づき品種選定を行い、またイギリスにおける園芸情報も取り入れ植栽を行うこと。

⑤ 樹木管理業務

既存の樹木の生育に適した環境（剪定、土壌、施肥、防除等）の維持・管理に努めること

i 剪定

春・秋に剪定を行うこと。状況により冬も行うこと。

ii 施肥

- 年間2回を基本とし、随時施肥を行うものとする。(有機質肥料を使うこと)
- iii 薬剤散布
バラの散布に合わせて2~3回/年行うこと。
- ⑥ グラスハウス管理業務
- i 剪定
4回以上/年の生育に応じた適切な剪定を行うこと。
 - ii 施肥
年間2回を基本とし、随時施肥を行うものとする。(有機質肥料を使うこと)
 - iii 薬剤散布
樹木管理業務と合わせて適切に行うこと。
 - iv 池の管理(グラスハウス内)
 - ア 回数
池の汚れ状況に応じて適切に行うこと。
 - イ 内容
池水の抜き取り及びヘドロの撤去、植物の整理、デッキブラシによる底面等の清掃を行い、配置図に基づいた鉢植えの設置を行ったうえ、新しく注水をする
こと。
 - v スイレンの植え替え
毎年、4月から5月にスイレンの中で根が鉢いっぱいになっているものについて
は植え替えを行い、専用肥料を与えること。
また、6月から11月まで毎月指定の肥料を1回与えること。
- ⑦ 庭園全体管理業務
- i 除草
 - ア 芝生部分を除いて手作業にて行い、雑草以外の植物の成長を抑制しないよう細
心の注意をもって作業に任せること。
 - イ 毎月定期的に除草作業を行いながら、随時雑草等の発生が見られる場合には速
やかに対応すること。
 - ii 灌水
芝生面のスプリンクラーによる定期的な散水と、植物の状況に応じた灌水を行
い、成長や開花を正常に行えるよう管理すること。
 - iii 庭園内清掃
 - ア 屋外トイレ
前記の公園維持管理の清掃作業業務に定めたとおりとする。
 - イ ゲートハウス、グラスハウス
前記の建物等維持管理の清掃作業業務に定めたとおりとする。
 - ウ 上記以外の観賞庭園内
庭園内の落ち葉やごみについて、常に清掃を行い来園者の満足度の向上に努め
ること。
 - iv その他
植栽に関しては、随時追加植栽を行い庭園の充実を図ること。

2 事業に関すること

I 管理業務に関すること

(1) 松阪牛PR事業

① 松阪牛の位置づけ

松阪牛は世界のブランドと評されるとおり、その肥育技術は匠を極め、長い伝統と歴史を持つとともに、安全安心な取り組みも行い、高い信頼を得ています。

当園は松阪市農林水産関連産業の情報発信基地としての位置付けのもと、食育事業の一つとして、この松阪牛の歴史、肥育技術のすばらしさ、安全安心な取り組みなど、来園者をはじめ多くの方々に松阪牛関連情報を発信する必要があります。

② 実施すべき業務

i ホームページや広報物等により松阪牛のPRを行うこと。

ii 松阪牛まつり（松阪肉牛共進会）等、ベルファームで行う松阪牛関連事業への協力。

(2) 学びの農場事業

① 学びの農場について

ベルファーム敷地内北に位置する田畑等約 2.6ha の管理を行うもので、食育及び緑育事業の一つとして運営すること。

② 管理運営方法

管理運営は、毎年、農場事業運営計画書を策定し、松阪市の承諾を得て実施運営するものとする。

③ 実施すべき業務

2.6ha の学びの農場については、幅広い利活用を求めるところであるが、「食」と「農」の懸け橋としての役割や、景観形成としての役割を持ち合わせており、指定管理業務として最低限下記の事業は引き続き実施すること。

i 食農教育に係る事業

ア 体験マイ農園（夏野菜・冬野菜）の実施

イ 田植え・稲刈り体験の実施

ウ 各種野菜等の播種～植付収穫体験の実施

エ さつま芋等の植付～収穫体験の実施

ii 各事業の周知方法

後記（7）の広報宣伝事業等を活用しPR等参加人数の確保に努めること。

(3) 貸室事業

① 貸室事業運営について

下記の部屋について、松阪農業公園ベルファーム利用規程に基づき、利用許可、行為許可、及び利用料金の徴収を行うものとし、広く利用者の促進に努めるものとする。

② 利用規程による貸室

i アートホール

ア 仕様

○ 面積：102 m² ○ 収容人数：70名

○ その他

机、イス、OHP、ホワイトボード、マイク、空調設備が利用可能で、これら設備・備品については無料とする。調理台・器具については有料とする。

イ 利用料金

次の金額を上限とし協定で定めた額を徴収するものとする。

○ 利用時間1時間当たり

利用料：2,470円 調理台利用料：160円（1台）

ii レクチャールーム

ア 仕様

○ 面積：63 m² ○ 収容人数：40名

○ その他

机、イス、OHP、ホワイトボード、マイク、空調設備が利用可能で、これら設備・備品については無料とする。

イ 利用料金

次の金額を上限とし協定で定めた額を徴収するものとする。

○ 利用時間1時間当たり

利用料：1,530円

iii 技の工房

ア 仕様

○ 面積：45 m² ○ 収容人数：10名

○ 設備

- ・3層ステンレスシンク1基（W2,400×D600）
- ・調理台2基（1槽シンク1基、2口ガスコンロ1基付き）
- ・ガステーブル5基
- ・ステンレス下流1基
- ・洗濯機1台

○ その他

上記設備以外にドライヤー等の備品が利用可能で、これら設備・備品・空調については無料とする。調理台・器具については有料とする。

イ 利用料金

次の金額を上限とし協定で定めた額を徴収するものとする。

○ 利用時間1時間当たり

利用料：1,750円 調理台利用料：160円（1台）

③ その他

i 自主イベントの開催について

貸室の賃貸とは別に、次のイベントは無償で貸与し協力すること。

○ 松阪牛まつり（松阪肉牛共進会）など市が主催するイベント

(4) 貸広場事業

① 貸広場事業運営について

下記の広場について、松阪農業公園ベルファーム利用規程に基づき利用許可、行為許可、及び利用料金の徴収を行うものとし、広く利用者の促進に努めるものとする。

② 利用規程による貸広場

i 芝生広場（A広場）

ア 仕様（面積：2,000 m²、下地：高麗芝）

イ 利用料金

次の金額を上限とし協定で定めた額を徴収するものとする。

○ 1区画1回当たり 12,900円

ii 芝生広場（B広場）

ア 仕様（面積：5,000 m²、下地：高麗芝）

イ 利用料金

次の金額を上限とし協定で定めた額を徴収するものとする。

○ 1区画1回当たり 14,310円

iii 芝生広場（C広場）

ア 仕様（面積：3,500 m²、下地：高麗芝）

イ 利用料金

次の金額を上限とし協定で定めた額を徴収するものとする。

○ 1区画1回当たり 9,160円

iv 蚤の市広場

ア 仕様（面積：4,000 m²、貸出単位：1区画…テント2.7m×2.7m張分）

イ 利用料金

次の金額を上限とし協定で定めた額を徴収するものとする。

○ 1区画1回当たり

テントあり：4,120円、テントなし：2,470円

③ その他

i 自主イベントの開催について

ア 広場の賃貸とは別に、次のイベントを実施すること。

○ 周年記念イベント（5月）

○ 収穫祭、または豊穰祭（11月）

イ 広場の賃貸とは別に、次のイベントは無償で貸与し協力すること。

○ 松阪牛まつり（松阪肉牛共進会）など市主催イベント

ii テント設営の際の利用者への注意

○ 冬季の強風に対する備え

○ 排水暗渠又は電気配線をさけた杭等の打込みなど。

(5) 自然環境学習事業

① 事業運営方法

園内の自然環境を利用し、緑育事業のひとつとして各分野の専門家等に依頼し、体験や学習会を実施すること。

後記(7)の広報宣伝事業等を活用しPR等参加人数の確保に努めること。

② 実施すべき業務

はちみつ採集、昆虫観察会、自然観察会等の学習会

(6) 観賞庭園事業

実施すべき業務

i 前記の庭園管理業務

ii 観賞庭園内でのイベントの開催

緑育の位置づけであるものの、成長過程においては入園者の満足度を向上する必要があり、観賞庭園のコンセプトに基づいたイベントを適宜開催すること。

なお、イベント開催に当たっては松阪市に連絡すること。

R2 年度実施 ローズフェア(5月)、秋のローズ(10月)、アイスチューリップ(2月)、洋ラン展(3月)等

(7) 広報宣伝事業

① 広報宣伝事業

施設の基本理念の普及や催しものの告知、体験講座や各種イベントへの参加募集等の情報発信を行うこと。

② 実施すべき業務

次のタイミングでタイムリーな情報を発信すること。

i 情報紙の発行

ア 発行時期：毎月

イ 対象：来園者等

ウ 内容：翌月の体験講座等紹介、各店舗情報等

ii 上記i以外の情報誌等の発行

ア 発行時期：随時

イ 対象：来園者等

ウ 内容：周年祭、収穫祭等の紹介

③ その他

随時、ホームページの更新、ポスター、パンフレットの発行を行うこと。

(8) グラウンドゴルフ事業

① 事業趣旨

当園の基本コンセプトとは別に、時代のニーズに応えるべく来園者の満足度の向上や、集客促進の観点から当該事業を継続して実施する。なお、当該事業については、芝生広場の利用を目的にしたものでないことから、イベント時には関係設備の撤去

を前提に許可しているところである。

② 業務内容

ア 受付業務

エントリー、返却

イ 用具の貸し出し

クラブ、ボール、スコアカード、マーカーを貸し出すこと。

③ 利用料金

下記金額を上限とし、協定で定めた金額を徴収するものとする。

ア 一般（利用時間1時間あたり）

大人 410 円、中学生以下 200 円

（クラブ・ボール持参者の場合、大人 310 円、中学生以下 150 円）

イ 貸切（利用時間3時間あたり）

7,470 円

II 自主事業に関すること

(1) 匠の館内特産品コーナー運営事業

① 匠の館内特産品コーナーについて

このコーナーは、食育の観点から地域の特産品（一次農産品、農林水産加工品、工芸品等）を販売する物販と、伝統工芸品の展示・販売、軽飲食、情報発信サービスを行う施設である。

② 販売する商品、サービスについて

業務運営は自主性を尊重し、利用促進向上のための経営を望むところであるが、食育の観点から経営を依頼することを念頭に押さえられ、次の点に留意すること。

- i 既存の出店規約等を遵守すること。（農林水産関連産業の育成・支援）
- ii 商品の出品エリアは三重県域までとすること。
- iii 同一品種、品目内の複数販売は可能。
ただし、企業と生産者が商品バッティングする場合は生産者を優先し、企業出店は差し控えさせること。（小さな生産者の育成）
- iv 既存の出店者を引き継ぐものとし、新規出店者の導入、既存出店者の退店等についても出店規約等を確認すること。その際は松阪市の承諾を得ること。
- v 松阪牛の消費拡大推進のため、精肉の販売、ふるさと納税返礼品、松阪牛を使用した食品の企画・販売等を実施すること。（匠の館内軽食コーナー運営事業、食体験館事業、ゲートハウス内飲食事業、指定管理者が企画する自主事業等と連携し、それらの事業内に組み入れることも可能とする）
- vi 情報発信コーナーは継続して設置し、インターネットでの検索を可能とすること。
- vii 営業日は、観賞庭園の営業日と同日とするが、特別な事情があり松阪市が承諾した場合はこの限りではない。
- viii 既存の什器、備品、調度品についての継承は、既存業者との協議によるものとする。

ix インターネット販売に関すること（依頼業務）

ア インターネットでの販売業務を充実させて実施していくこと。

イ 経営計画を策定し商品アイテムを増やし全国に向け地域特産品の情報発信に努めること。

(2) 匠の館内軽食コーナー運営事業

① 運営方法

自主事業として直接管理を基本とするが、事前に松阪市の承諾を受けた場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができものとする。

ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

② 販売する商品、サービスについて

地産地消に拘った軽食を提供している。営業日は、匠の館内特産品コーナーの営業日と同日とするが、特別な事情があり松阪市が承諾した場合はこの限りではない。

③ 業態変更を行う場合

松阪市農水振興課の了承を得ること。ただし、これに係る費用は指定管理者の負担とし、建築物や工作物等の原形を変えてはならず、業態変更終了後は原状復旧しなければならない。また、松阪市は損失補填を行わないものとする。

(3) 食体験館事業

① 運営方法

第三者（飲食経営業者）に運営委託をしている。運営委託料については両方で協議すること。

② 販売する商品、サービスについて

地元食材を活かした定食、丼物等を提供している。

営業日は、観賞庭園の営業日と同日とするが、特別な事情があり松阪市が承諾した場合はこの限りではない。

③ 業態変更を行う場合

松阪市農水振興課の了承を得ること。ただし、これに係る費用は指定管理者の負担とし、建築物や工作物等の原形を変えてはならず、業態変更終了後は原状復旧しなければならない。また、松阪市は損失補填を行わないものとする。

(4) ゲートハウス内飲食事業

① ゲートハウス内の飲食等業務

ア 自主事業として直接管理を基本とするが、事前に松阪市の承諾を受けた場合は、第三者へ委託又は請け負わせることができるものとする。

ただし、第三者は松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、業務委託契約書を締結すること。

イ 原則、営業日は観賞庭園の営業日と同日とすることが、特別な事情があり本市が了承した場合はこの限りではない。

ウ 既存の什器、備品、調度品についての継承は、現指定管理者との協議によるものとする。

③ 業態変更を行う場合

松阪市農水振興課の了承を得ること。ただし、これに係る費用は指定管理者の負担とし、建築物や工作物等の原形を変えてはならず、業態変更終了後は原状復旧しなければならない。また、松阪市は損失補填を行わないものとする。

Ⅲ 依頼業務に関すること

(1) 会員事業

① 事業趣旨

食農教育・環境教育・地産地消運動等を幅広い面で進めるなかで、リピーターの促進や、当園の基本理念に賛同してもらえる会員を幅広く募集するものである。

② 依頼業務

- i 松阪市では、会員数は当園が支援されているか否かのバロメーターであると考えていることから、目標会員数の設定は、毎年松阪市と協議のうえ決定するものとし、松阪市は計画に対する達成状況を随時モニタリングし、達成状況如何によっては会員獲得強化の勧告をするものとする。
- ii 会員特典をつける場合は、内容について松阪市と事前に協議のうえ決定すること。
- iii 上記 ii の改訂に当たっては松阪市と協議のうえ改訂できるものとする。

③ 会員数

令和4年4月30日現在の会員数は、9,273名です。

(2) 体験講座事業

① 事業趣旨

当園のコンセプトに沿い、自然にあるものを素材としたテーマで、現代の匠の技術を広く市民に伝承することを目的に、下記の各種体験プログラムを「匠の館」内の工房やアートホール、レクチャールームで実施するものである。

② 依頼業務

- i 既存の下記の体験講座を含めた年間の体験講座実施計画を策定し実施すること。
 - ア 長期講座(6ヶ月)：定期に月1~2回
草木染め
 - イ 単発の体験講座を随時
オリジナルフラワー・フラワーアレンジメント等、当園のコンセプト及び利用者ニーズに見合うもの。
- ii PR、参加募集については、松阪市の広報手段を用いることは可能であるが、参加人員の拡大に努めること。
- iii 既存の体験講座については、双方で協議し決定すること。
- iv 上記 iii の改訂に当たっては松阪市と協議のうえ講師の了承を得なければならないものとする。
- v 既存の体験講座（令和2年度実施回数 45回/年）

実施講座一例

草木染め、オリジナルフラワー、フラワーアレンジメント

その他、指定管理者が企画し、自主事業で開催する体験講座もある。